

	号外	定価 1部 2円	No.2290 2014年 8月 5日	心と体のリフレッシュに「5日間」の夏季休暇を有効的に活用しましょう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内		

## 人事院勧告へ大詰め 勧告日は7日か

# 民間＝プラスか！ 公務＝大幅改悪！？

公務員連絡会は1日、古屋人事院給与局長と2度目の交渉を行った。交渉で古屋局長は、官民較差について、月例給・一時金ともにプラスとなる見通しである旨の見解を述べた一方で、総合的見直しについては、今年の勧告での強硬姿勢を崩さず、2%台の給与引き下げ（高齢層はより削減幅を大きく設定）を行う旨言及。都市部に対しては地域手当を最大20%に拡大し、支給していく考えを示した。



見解を述べた一方で、総合的見直しについては、今年の勧告での強硬姿勢を崩さず、2%台の給与引き下げ（高齢層はより削減幅を大きく設定）を行う旨言及。都市部に対しては地域手当を最大20%に拡大し、支給していく考えを示した。

### 【月例給】

今年の民間企業の秋季賃金改定状況を反映して、若干のプラスとなる見通しである。

### 【一時金】

昨年冬及び本年夏の民間企業のボーナスの支給状況を反映して、支給月数が引き上げとなる見込み。

## 県公務労協は6日、知事に要請予定

地域格差の拡大につながる給与制度の総合的見直しを強引に進めようとしている人事院の姿勢を踏まえ、岩手県公務労協（議長：齋藤健市・自治労県本部委員長）は明日6日、達増知事に対して、「給与制度の総合的見直し」について、反対の意見を全国知事会を通じて総務省・人事院に申し入れること、などを内容とする要請を直接行うこととしている。県職労としても、平中委員長が同席し、県内の公務労働者とともに、不当な総合的見直しに反対の意思を訴えていく。

（当日の要請内容は裏面記載のとおり）

## 人事院「給与制度の総合的見直し」に関する要請項目

申し入れ団体の「岩手公務公共サービス労働組合協議会」とは・・・

県内で働く次の公務員労組で構成

自治労岩手県本部・岩手県教職員組合・岩手県高等学校教職員組合・  
全水道盛岡水道労働組合・国公総連岩手県協議会・政労連岩手地区  
連絡協議会・全林野労組岩手県協議会・国交省職員組合岩手県連合会

- 「給与制度の総合的見直し」について、反対の意見を全国知事会を通じて総務省・人事院に申し入れること。
- 「給与制度の総合的見直し」については、地方公務員給与水準の引き下げに止まらず、地域社会や地域経済に与える影響が極めて大きいことから、本県においては実施しないこと。
- 本県における給与水準は、昨年の県人事委員会勧告において公民較差が均衡しているとの結果が示されているとともに、本年4月から高齢層の公民較差是正を目的とした昇給抑制措置が既に実施されていることから、国とは異なり、地域における民間賃金とのかい離及び世代間格差が指摘される状況にないとの認識を明らかにすること。
- 人事院の勧告・国の制度見直しが行われた場合においても、震災復興に奮闘する自治体職員の状況も考慮し、安易に国に追随することなく、制度見直しを行わないこと。
- 寒冷地手当について、本県における冬季の厳しい生活実態をふまえて、対象地域の縮小や、これ以上手当引き下げは行わないこと。
- 技能職給料表については、すでに給与水準が低位に据え置かれていることから、これ以上の引き下げは行わないこと。
- 地方公務員法改正に伴う「人事評価制度の導入」、「等級別基準職務表」及び「等級別職名別職員数」の公表をふまえた安易な任用改悪等は行わず、本県の人事管理の特徴と実態を踏まえた適正な給与水準の維持・改善に努めるとともに、市町村への指導に際しては各自治体における労使自治を尊重すること。

### ● 夏季休暇中の自動車事故・故障の際は、下記へすぐ連絡を！ ●

▶ 自治労マイカー共済事故受付センター

フリーダイヤル

**0120-0889-24**

▶ 故障の場合・・・

自治労マイカー共済ロードサービス

▶ 事故後のフォローは **0120-8740-16**

**0120-889-376**